

桜井市営住宅受水槽・高架水槽清掃業務

桜井市営住宅受水槽・高架水槽清掃業務仕様書

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、下記の手順により清掃を行うこと。対象施設については別紙のとおり。

1. 受水槽内の排水
2. 受水槽内の換気
3. 受水槽上部フタ、ストレーナー（清掃可能な施設のみ）及び周辺の清掃
4. 排水ポンプによる槽底部の排泥
5. 作業員の服装点検及び槽内に入る前の消毒実施（50ppm次亜塩素酸ナトリウム）
6. 槽内の洗浄（洗浄機使用）及び排水
7. 槽内第1回目の消毒（50ppm次亜塩素酸ナトリウム）
8. 洗浄と排水を繰り返すこと（消毒30分後）
9. 槽内第2回目の消毒（50ppm次亜塩素酸ナトリウム）
10. 消毒30分後洗浄排水、止水栓のバルブを全開し注水
11. 清掃期日は、契約の日より令和6年8月31日まで
12. 別紙対象施設における初瀬東住宅（4階建）（本項目において、以下、住宅。）における受水槽については、上記1～11と併せて、以下のとおりの内容で作業を行うこと。

ア 住宅は先般において受水槽付帯のバルブ及び配管を一部更新していることから、作業は営繕課住宅係職員の立ち合いの基に行い、バルブの開閉等については立ち合いを行う職員の指示のもとで行うこと。

イ 住宅の受水槽清掃作業実施日には、他施設の清掃作業を行わず、仮に住宅での清掃作業後に不慮の対応が必要となった際には営繕課住宅対策係職員の指示のもとで、対応にあたること。
ただし、住宅の高架水槽については、受水槽と同日に作業を行うことができる。

- ※ 高架水槽の清掃作業については、受水槽清掃作業に準ずる。
- ※ 清掃作業が終了したときは、受水槽清掃報告書及び高架水槽清掃報告書を提出すること。（作業前・作業中・作業後の写真を添付すること）
- ※ 本仕様書に記載のないものについては、双方協議のうえ定めるものとする。

別紙

受水槽・高架水槽清掃業務対象箇所一覧表

【市営住宅】

名称	住宅名	所在地	立方メートル	備考
受水槽	大福住宅(1号館)	西之宮	8立方メートル×1	
	大福住宅(2号館)	西之宮	14立方メートル×1	
	大福住宅(3号館)	大福	18立方メートル×1	
	初瀬東住宅(4階)	初瀬	20立方メートル×1	
	初瀬下河原住宅	初瀬	30立方メートル×1	
	豊田住宅(1号館)	大泉	9立方メートル×1	
	豊田住宅(2号館)	大泉	8立方メートル×1	
	豊田住宅(3号館)	大西	5立方メートル×1	
	阿部住宅	阿部	13立方メートル×2	
高架水槽	大福住宅(1号館)	西之宮	4立方メートル×1	消火水槽
	大福住宅(2号館)	西之宮	3立方メートル×1	消火水槽
	大福住宅(3号館)	大福	3立方メートル×1	消火水槽
	初瀬東住宅(4階)	初瀬	3立方メートル×1	消火水槽
	初瀬下河原住宅	初瀬	3立方メートル×1(西側)	消火水槽
	豊田住宅(1号館)	大泉	3立方メートル×1	消火水槽
	豊田住宅(2号館)	大泉	5立方メートル×1	消火水槽

【改良住宅】

受水槽	改良住宅東館(A・B棟)	吉備	18立方メートル×1	
	改良住宅西館(A・B・C棟)	吉備	24立方メートル×1	
	改良住宅西館(D棟)	吉備	13立方メートル×1	
高架水槽	改良住宅東館(A・B棟)	吉備	6立方メートル×2	消火水槽
	改良住宅西館(A・C棟)	吉備	6立方メートル×2	消火水槽
	改良住宅西館(B棟)	吉備	4立方メートル×1	消火水槽
	改良住宅西館(D棟)	吉備	3立方メートル×1	消火水槽